

岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領

平成29年9月12日
建技第399号

(目的)

第1 建設産業において、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実現会議において策定された働き方改革実行計画において位置付けられている。

この試行要領は、県土整備部の所管する工事における週休2日モデル工事の試行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日 作業日数内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
- (2) 週休2日相当 作業日数内のどの4週間においても8日間の現場閉所をすること。
- (3) 作業日数 実工期から準備日数、後片付け日数、連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の日数を除いた日数
- (4) 実工期 工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間

(対象工事の選定)

第3 モデル工事（完全週休2日又は週休2日相当を実施する工事をいう。以下に同じ。）の選定に当たって、発注者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、工事を選定する。

- (1) 工期に余裕期間を設定する工事であること。
- (2) 工程上の制約が少ない工事であること。
- (3) 現場環境改善費を計上する工事であること。
- (4) 第7第2項による間接工事費の補正に係る増額分の予算が確保されていること。

2 モデル工事に選定されていない工事の契約後に、受注者が週休2日の実施希望を申し出た場合は、発注者において前項を考慮した上で選定することができる。

(実施手続)

第4 発注者は、第3においてモデル工事を選定した場合は、建設技術振興課に報告するものとする。

2 発注者は、入札公告の際、特記仕様書によりモデル工事の対象であることを明示するものとする。なお、契約後の選定の場合は、特記仕様書を指示書に添付し、受注者に指示するものとする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、完全週休2日又は週休2日相当に取り組むかどうか選択するものとし、取り組む場合は以下のとおりとする。なお、完全週休2日又は週休2日相当に取り組まない場合は、その旨を発注者に報告するものとする。

- (1) 完全週休2日又は週休2日相当に取り組む対象の期間は、作業日数内とする。

- (2) 対象期間中は、完全週休2日を目標とする休工日を明示した実施工程表を作成し、提出するものとするが、現場の特性等に応じて、事前に別の日に振替休日を設定することができる。
 - (3) 天候やその他やむを得ない事情により休工した場合は、作業日を振り替えることができる。この場合は、遅滞なく発注者にその理由を書面で提出するものとする。
 - (4) 作業日の振替をして以降は、週間工程表を監督職員に提出する等、発注者が実施工程表における休工日の変更を把握できるようにするものとする。
 - (5) 現場環境改善費により週休2日モデル工事であることを記載したPR看板を工事現場に設置するものとする。
 - (6) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象とする。
- 4 発注者は、前項の内容を建設技術振興課に報告するものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第5 受注者は、モデル工事に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。
- (1) 実績工程表
 - (2) 作業日報や週報、出勤簿等休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価)

- 第6 発注者は、次の各号に掲げるモデル工事の達成程度に応じ、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価
 - (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価

(工事費の積算)

- 第7 発注者は、精算時に次の条件を満たした場合には、間接工事費の補正を行うものとする。
- (1) 第5に定める期日までに必要な書類を提出していること。
 - (2) 完全週休2日を目標とした上で、週休2日相当を達成していること。
- 2 間接工事費の補正方法は、施工地域補正及び復興係数等の補正を行った後の間接工事費率に、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める補正係数を乗じるものとする。
- (1) 共通仮設費 1.02
 - (2) 現場管理費 1.04
- 3 発注者は、積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、第4第3項第5号に規定するPR看板に係る費用は、この経費に含まれるものとする。

(補則)

- 第8 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について(平成29年2月28日付け建技第708号)」に基づく完全週休2日制を推進する工事に選定している工事にも適用する。